広島県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱

第1目的

この要綱は、県が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第51条の3,第51条の4,第51条の32及び第51条の33の規定、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26,第21条の5の27,第24条の19の2において準用する第21条の5の26及び第21条の5の27,第24条の39及び第24条の40の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定事業者等(障害者総合支援法第5条第1項に規定するのぞみの園の設置者は除く。以下同じ。)及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 業務管理体制の整備

障害者総合支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者,指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者は,それぞれの事業ごとに,業務管理体制の整備を図るものとする。

第3 検査対象事業者等

県が実施する検査等の対象となる障害福祉サービス事業者等は、その指定に係る事業所 又は施設(以下「指定事業所等」という。)が本県の区域に所在するものとする。ただし、 次の各号に掲げるものは除く。

- ① 障害者総合支援法第42条第1項に規定する指定事業者等であって,当該指定に係る 事業所又は施設が一の地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定 都市(以下「指定都市」という。)の区域に所在するもの
- ② 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者のうち、特定相談支援事業のみを行う者であって、当該指定に係る事業所が一の市町の区域に所在するもの。
- ③ 障害者総合支援法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者(前号に掲げる ものを除く。)であって、当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在するもの。
- ④ 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者であって、 当該指定に係る事業所が一の指定都市の区域に所在するもの
- ⑤ 児童福祉法第24条の2第1項において規定する指定障害児入所施設であって,当該 指定に係る施設が一の指定都市の区域に所在するもの

- ⑥ 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が一の市町の区域に所在するもの。
- ⑦ 指定事業所等が、二以上の都道府県の区域に所在するもの。

第4 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する市町、西部厚生環境事務所の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第5 検査等

1 検査

(1)一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、第3の検査対象となる障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業 者等に対し実施するものとする。

2 検査等実施方法

- (1) 実施計画及び検査対象の選定
- ① 一般検査

県は、毎年度実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者等に対し示すとともに、指定事業所等の指定権者に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

県又は市町の監査等において、指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合、当該障害福祉サービス事業者等を検査対象とする。

なお、この場合、指定権者と連携を図り、実施計画を策定するものとする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、書面により、検査対象となる障害サービス事業者等に対し、 実施時期、検査担当職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要 と認める場合には、この限りでない。なお、事前に立入検査の通知をしない場合は、立 入時に速やかに告知することとする。

(3) 一般検査の実施

県は、業務管理体制の整備及び運用の状況を確認するため、以下の方法により定期的 に検査を実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容,業務が法令に適合することを確保する ための規程の内容及び業務執行の状況の監査実施状況とその内容について,報告等 を求める。
- ② ①で求めた報告の内容について、不備又は不明瞭な事項がある場合は、障害福祉サービス事業者等の従業者に出頭を求め、業務管理体制の整備及び運用の状況を聴取する。
- ② ②の聴取の結果,更に必要があると認める場合は,当該指定事業所等又はその他の関係場所に立ち入り,業務管理体制の整備状況を検証する。ただし,緊急やむを得ない場合において,②の聴取を経ずに立入検査を実施することを妨げるものではない。
- ④ 第5の3の行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、書面により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して別紙様式第1号により報告を求める。

(4) 特別検査の実施

- ① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該指定事業所等又はその他の関係場所に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。
- ② 第5の3の行政上の措置等には至らないで改善を要する事項については、書面により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して別紙様式第1号により報告を求める。

3 行政上の措置等

(1) 行政上の措置等に係る通知

検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、書面により期限を付して改善を求め、別紙様式第2号又は別紙様式第3号によって、当該改善状況の報告を求めるものとする。

① 勧告

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)又は児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、期限内にこれに従わなかったと きは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対して、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与するものとし、広島県聴聞等規則(平成6年広島県規則第72号)第23条の規定により、弁明の機会を付与する旨を通知するものとする。

なお、命令をしたときは、その旨を公示しなればならない。

(2) 命令違反に係る通知

障害福祉サービス事業者等が第5の3の(1)の②の命令に違反したときは、書面により関係都道府県知事、関係市町村長又は西部厚生環境事務所長に通知するとともに、他の事業所等の指定・更新に係る欠格事由に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(3) 市町長等の求めに応じて実施した立入検査に係る通知

市町長等の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、書面により求めのあった市町長に通知するものとする。

(4) 特別検査に係る通知

指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者等の組織的 関与の有無を検証した場合は、その結果を関係都道府県知事又は関係市町村長に対して 通知するものとする。

第6 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外に は使用しないよう適切に管理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

指摘事項改善報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人名住 所代表者職氏名

印

業務管理体制の整備に関する一般検査において指摘のあった事項について、次のとおり 改善結果を報告します。

指摘事項	改善結果(具体的に記入)	備考

[※] 備考欄は、指摘のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

勧告事項改善報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人名 住 所 代表者職氏名

囙

平成 年 月 日付け障支第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項	改善結果(具体的に記入)	備考

[※] 備考欄は、勧告のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。

命令事項改善報告書

平成 年 月 日

広島県知事様

法人名 住 所 代表者職氏名

囙

平成 年 月 日付け障支第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項	改善結果(具体的に記入)	備考

[※] 備考欄は、命令のとおり改善した場合は、改善結果と添付資料の関連を明記し、改善できなかった場合は、その理由を詳しく記入すること。